

再生可能エネルギー由来電力の要件

以下のA、B又はCの電力（A、B、Cの混合による電力も可）とする。

- A 非化石証書等を付けたFIT電力
- B 非化石証書等を付けた非特定の電源から調達した電力
- C 非FIT電力（再生可能エネルギー由来）

※A、Bの電力は、非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定あり、FIT又は非FITのどちらも可）、グリーン電力証書又は再エネ電力由来J-クレジット）が付いていることを条件とする。

※Cの電力は、自らもしくは相対取引によって取得した再エネ指定の非FIT非化石証書が付いていることを条件とする。

（参考）県の取組方針について

県では、2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指している。

県自らが温室効果ガス排出事業者（省エネ法における特定事業者）である立場から、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、率先して排出量削減を図るため、以下の方針により目標の達成を目指す。

【県有施設の再生可能エネルギー電力導入方針】

- ・全県有施設の使用電力のうち、30%を2025年度（令和7年度）までに、100%を2030年度（令和12年度）までに再生可能エネルギー由来に切り替える。
- ・導入手段として、再生可能エネルギー由来電力の購入による調達に加え、県有施設等へ太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの自家発電による自家消費を行う。